

愛労発基 1 2 7 号  
平成 2 0 年 3 月 2 6 日

社団法人 日本クレーン協会東海支部 殿

愛知労働局長

### 移動式クレーンに係る転倒災害防止の徹底について

労働災害の防止につきましては、日ごろから格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、クレーン等に係る労働災害防止については、従来より、労働災害防止対策の重点として、その対策の徹底を図ってきたところですが、最近、移動式クレーンの転倒による労働災害・事故が多発している状況にあります。(別紙参照)

このような状況に鑑み、同種災害等の防止を図るため、会員事業場に対し、下記のとおり、安全衛生関係法令の遵守について徹底を図られるよう要請します。

#### 記

- 1 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該作業に係る場所の広さ、地形の及び地質の状態を事前に調査することにより、
  - 運搬しようとする荷の重量を踏まえて、使用する移動式クレーンの種類及び能力等の選定
  - 移動式クレーンによる作業方法
  - 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
  - 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統について定め、作業開始前に、関係労働者に周知すること。
- 2 元方事業者は、関係請負人が定める上記事項が、元方事業者が作成する工事の工程に関する計画、作業場所における機械、設備の配置に関する計画に適合するよう指導すること。
  - なお、複数の事業場の労働者が共同して作業を行う場合は、元方事業者が作業計画書、作業指示書等の形で前記の事項について統一して定めてもよいこと。

3 元方事業者は、関係請負人の労働者が移動式クレーンによる作業を行う場合には、移動式クレーンの転倒を防止するため、技術上の指導のほか、危険を防止するために必要な資材の提供等必要な措置を行うこと。

4 移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、移動式クレーンの転倒等による労働災害を防止するため、

定格荷重を超えた荷重をかける使用の禁止

- ・ 過負荷防止装置の解除使用の禁止

ジブの傾斜角の範囲を超えた使用の禁止

- ・ ジブ傾斜角度制限装置の適切な設定に留意

地盤が軟弱である等転倒のおそれのある場所での使用の禁止（鉄板等の施設による転倒防止を行った場合は除く）

アウトリガー等の最大限の張り出し

- ・ 片脚のみの張り出し使用の禁止

の遵守を徹底すること

## 別紙

## 平成19年度発生移動式クレーン転倒災害等一覧

発生年	発生状況	被害状況
H19.6	河川土木工事において、川底にドラグショベルを下ろすため、車輛積載型トラッククレーン（吊り上げ荷重 2.93 t）にて道路上のドラグショベルを吊り上げ、3 mほど巻き下げ川底まで残り約 1 m となった時、小型移動式クレーンが転倒した。	死傷者なし
H19.6	移動式クレーン（吊り上げ荷重 80 t）を用いて、外部足場の解体資材の荷下ろし作業を行おうとしたところ、作業場所に架空電話線が接近していたため、移動式クレーン設置位置を 1 m 程度移動させることとした。設置位置移動のため、アウトリガーをいったん格納し、そのままの状態での旋回操作を行ったところ、カウンターウエイトの重量により、移動式クレーンが転倒した。	死傷者なし
H19.8	移動式クレーン（吊り上げ荷重 4.9 t）を使用して材木を移動中、過負荷防止装置が働いてブームが停止したのに、運転士が装置を無効化してさらにブームを下げたところクレーンが傾いて足場に当たって停止した。その後巻き下げ操作で材木を土場において数分後にクレーンが元に戻り、それに伴って材木が動き、被災者に当たった。	死亡 1 名
H19.10	新築現場において、建築資材を運搬するため、当該建築資材（重量約 1.3 t）をトラックの荷台から吊り上げ左側後方へ吊り荷を振ったところ、アウトリガーを張り出していなかった移動式クレーン（吊り上げ荷重 2.9 t）が吊り荷とともに横転した。	死傷者なし
H19.10	電柱移設工事のために、建柱車（移動式クレーンとしての定格荷重は最大 2.9 t）で重量 1.9 t の機器を吊り上げ、トラックの荷台に積載すべく旋回したところ、途中で過負荷状態となって転倒したものの。事故時、アウトリガーは全縮状態であった。	死傷者なし
H20.1	工場の建替え工事現場において、タワー仕様のクローラークレーン（吊り上げ荷重 15 t）のコンピューターの初期設定及びモーメントリミッターの調整作業で、最大傾斜角をこえてタワージブを引き起こしたところ、ジョイントが破断してタワージブ（長さ 19 m）が落下し、市道をふさいだ。	死傷者なし
H20.3	工場の新設工事現場の鉄骨建て方作業において、移動式クレーン（吊り上げ荷重 45 t）により現場に搬入された鉄骨部材をトレーラーからおろす際、移動式クレーンが車体前方に転倒し、転倒した移動式クレーンが他の移動式クレーンの後部に激突した。	負傷 3 名
H20.3	外壁材を車輛積載型トラッククレーンで運んできた被災者は、荷おろしが終了後、次の現場に向かうため、荷台の片側に残っていた積荷（外壁材）を中央へ移動させるため、車輛積載型トラッククレーン（吊り上げ荷重 2.9 t）で吊り上げたところ、バランスを崩し被災者の方へ倒れ、下敷きになった。	負傷者 1 名